

宇津雅美被告人に関する公判（2024年8月29日）

2024年8月29日作成

2024年8月29日 宇津雅美被告人の暴行・暴力行為等処罰法違反・業務上過失致死に
関しての公判が行われた。

暴行・暴力行為等処罰法違反に関する被告人弁護人からの発言としては(暴行・暴力に関し
ては、宇津雅美・宇津慎史・緒方日出海が被告人として審議された、もしくは審議されてい
る状況)、宇津雅美被告人と、宇津慎史被告人に関しては、被害者保護者との間において示
談が成立、緒方日出海に関して示談は成立していないとの事であった。

アルプスの森は過去に児童が従業員に対し安全配慮義務違反を理由に授業員に訴えられた
ことがあるが、安全配慮義務違反としては成立せず示談で解決したとのこと。

冒頭陳述において犯行に至る経緯及び犯行状況等についての補足として検察側から、「被害
者のアルプスの森の利用状況」及び「本件以前に発生した被害者の飛び出し等の事例につい
て」言及。

公判では、過去に4回も送迎時の飛び出しがあったことが判明(うち2例は、遺族としては
初めて知った事実であった)。いずれも被告人は、関係機関のみならず、保護者にも伝えて
いなかった。

この判明した飛び出し事故の2例は、施設近くのドブ川(水路)に入った事例。1例は神崎川
の近くまで被害者が走って行ってしまった事例であり、他のもう一例は、アルプスの森が、
介護タクシーを用いて送迎を行っていた時に、悠生でない他の利用者のマンションの前で
一時停車して時にドアを開けて(チャイルドロックは出来ない車での送迎を実施してい
た)飛び出した事例との事。

これら4件の事例に関して、私達保護者には今日に至るまでアルプスの森からは一切の情
報提供はなく、警察及び検察の調べで判明している状況。

今回の公判で、過去、送迎時にドブ川(水路)に入った事例が2件あったことが遺族としては
初めて知らされた(前回の公判までで1件あった事は判明していたが、2件もあったことを
知ったのは今回の公判で初めて)。

さらに遺族としては、送迎中に他の利用者の家(マンション)に着いた時に送迎者のドアを開けて飛び出しがあった事は今回の公判で初めて知った事実であった。

今回の公判において宇津雅美被告人は、悠生の誘導において必ずしも 2 名で対応する必要はないと判断していた。しっかりと誘導時に悠生の体を確保していれば問題ないと判断していたと説明。しかし過去に悠生の母親から 2 名体制での誘導が好ましいと指摘された事に関しては詳しくは言及せず、母親に対して必ずしも 2 名で対応する必要はないと宇津雅美被告人は考えている事実に関し、悠生の母親には言っていないことは認めた。

悠生の過去の 4 回の飛び出し事案は、全て体をしっかりと確保していなかったとの事も判明。

今回の公判におけるニュアンスとして宇津雅美被告人は、従業員に対して悠生の誘導にはしっかりと腕や腰を然りと掴んで誘導する様に日頃から重々説明していたが、従業員が勝手に説明事項を守らなかったとしている感が私達遺族に伝わった。すなわち、従業員の個人の責任として起こった死亡事案であると宇津雅美被告人は考えおり、従業員個人に責任を押し付けている印象を私達遺族は持った。

また被告人の宇津雅美は、強度行動障害支援者養成研修を受けていないが、従業員はこの研修を受けているとの事。この研修を受けている従業員に対して児童の誘導時における詳細事項のマニュアル化する必要はないと考えていると思わせる発言を本公判にて行った。

今回の公判において私達遺族は被害者参加制度における証人尋問を準備していたが、思っていた以上に公判に時間がかかってしまい尋問を実施することは出来なかった。

しかし私達遺族としては、宇津雅美被告人から悠生の大切な命が奪われた過程を教えることが不可能である以上、必要であれば公判に時間をかけてしっかりと実情を明確にして頂きたいと考えている。